

ること以外にはないのであります。さきに琉球政府が本土政府と協議のうえ「通貨及び通貨性資産の確保に関する緊急措置」を講じたことは、通貨交換を実現するための過度的措置としてとられたものであります。したがって通貨交換が遅れば遅れるほど県民の不安や損失はそれだけ増大することになります。国はその点を考慮して早急に一ドル対三六〇円による通貨交換、賃金の円換算措置（一ドル対三六〇円の割合）、一〇月九日以降交換時までの資産増加分に対する補償措置等の措置を講じ、また通貨交換が実現されるまでの間の本土沖縄間の貿易取引上の為替差損、学生、長期療養者等に対する生活資金の送金為替差損等についても引き続き特別の救済措置を講じ、この通貨不安問題によって県民にいささかたりとも不利益を与えないようにしていただきたいと思います。

いのであります。

（一）通貨不安の緊急措置

（二）通貨不安の緊急措置

（三）通貨不安の緊急措置

（四）通貨不安の緊急措置

（五）通貨不安の緊急措置

（六）通貨不安の緊急措置

（七）通貨不安の緊急措置

（八）通貨不安の緊急措置

（九）通貨不安の緊急措置

（十）通貨不安の緊急措置

三、具体的要求

（一）通貨不安の緊急措置

（二）通貨不安の緊急措置

（三）通貨不安の緊急措置

（四）通貨不安の緊急措置

（五）通貨不安の緊急措置

（六）通貨不安の緊急措置

（七）通貨不安の緊急措置

（八）通貨不安の緊急措置

（九）通貨不安の緊急措置

（十）通貨不安の緊急措置

三、具体的要求
（一）「沖縄の復帰に伴う沖縄県民の対米請求権処理の特別措置等に関する法律」（仮称）
の制定要請

三、具体的要求

（一）「沖縄の復帰に伴う沖縄県民の対米請求権処理の特別措置等に関する法律」（仮称）

の制定要請

沖縄県は、去る第二次大戦において戦場となり、その結果、アメリカ合衆国軍隊の占領するところとなり、あまつさえ、県民の意思が問われることなく昭和二十七年四月二十八日に発効した日本国との平和条約第三条によって、沖縄県の領域及び住民はアメリカ合衆国の施政下に置かれることを余儀なくされました。爾来今日に至るまで二十六年間、沖縄県民の人権はもとより、財産権等の諸権利は、本土では到底想像もできないほど軽視され、無視されてきました。

いま、ようやく本土復帰を目前に控え、県民は、その軽視され、無視されてきた人権及び財産権等の諸権利が、本土政府によって回復されることを心から願望し、且つ期待しております。

本土政府は「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」いわゆる沖縄返還協定第四条第一項で「日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊もしくは当局の存在、職務遂行もしくは行動またはこれらの諸島に

影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊もしくは当局の存在、職務遂行もしくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民すべての請求権を放棄する」ことを認めております。したがって、放棄された県民の対米請求権について、本土政府は、その責任において、これの救済を保障する法的措置を講じ、且つ現実に補償すべき責務があると思料いたします。

しかるに本土政府は、県民の期待に反し、いわゆる対米請求権の放棄に伴う救済措置について、今国会に提案された沖繩関係法律案の中には、法的措置を講ずる規定はありません。このような本土政府の態度に対して、沖繩県民は強い不満と不安を抱いているのが実情であります。

本ここに琉球政府は、沖繩県民が、施政権が分離されアメリカ合衆国の施政権行使を認めたことによりアメリカ合衆国の軍隊等の行為等によつて蒙った損失、損害等については、本土政府がその責任と負担において補償すべきであると考え、「沖繩の復帰に伴う沖繩県民の対米請求権処理の特別措置に関する法律」(仮称)の制定を強く要請するものであります。

三、 具 体 的 要 求

「沖繩の復帰に伴う沖繩県民の対米請求権処理の特別措置に関する法律」(仮称) 要綱

一、 目 的

この法律は、対日平和条約の発効前及び同条約の発効後、施政権の返還までの間、アメリカ合衆国の施政権下において、日本国民の蒙ったすべての損害について、国の責任において補償するための必要な特別措置を講ずること。

二、 対 象

対日平和条約の発効前及び同条約の発効後、施政権の返還までの間に、アメリカ合衆国軍隊もしくはアメリカ合衆国当局の存在、職務遂行もしくは行動から生じた損害及び米軍人並びにその要員による作為及び不作為から日本国民が蒙った損害で次にかかげる事項

ア 平和条約発効前の人身損害

イ 平和条約発効後の人身損害(米国の外国人損害補償法により処理されたものを含む)

ウ 平和条約発効前の財産損害

エ 平和条約発効後の財産損害

オ 軍用地の形質変更による損害

カ 米軍による入会権制限に伴う通常損害

キ 軍用地接收（契約を含む）に伴う通常損害（残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償）

ク 軍用地料の増額（土地裁判所の増額要求訴願で棄却されたものを含む。）

ケ 減失地損害

コ 演習による漁業操業制限又は禁止による損害

カ サ 原潜入港による漁業収益損害

シ 解放地の境界設定費

ス 沖繩返還協定第四条第二項、第三項及び海没地の問題の解決に関する交換公文によりな

したアメリカ合衆国の処理に不服なもの

三 時効

この法律で規定する請求権は復帰後十年間、時効は完成しないものとする。

四 裁判権

原則として被害の生じた地を管轄する地方裁判所または沖繩県庁所在地を管轄する地方裁判所。

五 損害の疎明

損害額は疎明で足りるものとする。

六 所掌機関

総理府を所掌機関とすること。

七

この法律の施行について必要な規定は政令で定めること。

八

この法律は施政権返還の日から施行すること。

(二) 沖縄振興開発特別措置法案に対する要請
第一条 (目的)

○「沖縄の特殊事情に鑑み」の次に「地方自治を尊重しながら、平和で豊かな沖縄をつくるため」を入れる。

○第二条第二項の規定は、「離島」について政令で区分することを予定していると思われるが沖縄本島以外の島を「離島」とするよう措置すること。

「辺地」についても規定して「離島」と同様の保護措置が講じられるようにすること。

振興開発計画の内容について

○第三条第一項 (振興開発計画の内容) に次の事項を加えること。

(イ) 軍事基地の跡地利用、(ロ) 軌道、(ハ) 都市の整備開発

○第四条 (振興開発計画の決定及び変更) に次の事項がおりこまれるように措置すること。

(イ) 内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議し、沖縄県知事の同意を得て、振興開発計画を決定すること。

(ロ) 国は振興開発計画の実施計画を決定し推進するに当っては、県知事の意見を尊重することとする。

○第六条 (沖縄の道路に係る特例)

この条第二項によって、道路管理者が申請する場合は、「沖縄県知事を経由して」を要する措置をすること。

○第七条 (沖縄の河川に係る特例)

第七条第六項によって、建設大臣が新築するダムの建設に要する費用はその全額を国が負担するものとする。

○第八条 (沖縄の港湾に係る特例)

(イ) この条第二項によって港湾管理者が申請する場合は「沖縄県の知事を経由して」を要する措置をすること。

(ロ) この条第三項の費用については、その全額を国が負担するものとする。

(イ) この条第五項、第六項及び第八項「公用に供するため国が必要とするものを除く」の部分は削除すること。

。法律の中で沖縄の都市の整備及び開発に係る国の補助の特例を追加すること。
沖縄の地方公共団体が行なう都市の整備及び開発に係る次の事業に要する費用については、国が特別の助成措置を講ずること。

- (イ) 都市計画事業（街路、区画整理、市街地再開発）
- (ロ) 下水道事業（公共、流域下水道（統合下水道を含む）、都市下水道、処理場）
- (ハ) 水道事業（上水道及び関連施設、ダム構築、工業用水道を含む）

。法案の中で教育環境整備に係る特別助成措置を追加すること。

国は次に掲げる事業に対し、高率の特別助成措置を講じ、事業に要する経費の対応費については、交付税及び地方債等で十分な国の保障がなされるよう措置すること。

- (イ) 幼稚園教員給与並びに施設の補助
- (ロ) 私立学校施設設備の整備充実

(イ) 県立高等学校及び特殊学校施設整備充実

(ロ) 教職員定数の維持及び確保と陣容の強化

(ハ) 教育研修センター設備充実

(ニ) 教職員の研修強化

(ホ) へき地教育環境の整備充実

(ヘ) 学校施設用地の確保

(ロ) 風しん障害児就学奨励（通学費、学寮費、学用品費等）

。第十条（地方債についての配慮）

この条は地方財政法第五条に規定する範囲内で起債をする場合、国は特別な配慮をするとの規定にとどまり、起債範囲の拡大と地方交付税の算定に当たっての措置がないので、次の措置をすること。

。振興開発計画にもとづいて行う事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第一〇九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものにつ

いても地方債をもってその財源とすることができるものとする。

○ 振興開発計画に基づいて行なう事業につき、地方公共団体が必要とする経費の財源に充てられたり、め起した地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴なう収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

○ 第十六条（特定事業所の認定等）

この条は優良事業の認定に関する規定であるが、認定に当って、県知事の関与が必要であるので、同条第一項及び第二項による認定又は取り消しの際は関係行政機関の長は沖縄県知事とも協議することとする措置をすること。

○ 自由貿易地域について

琉球政府が要請している自由貿易地域制度の趣旨に従い同地域の管理者を地方公共団体の長と

し、地域内事業の許可は、沖縄県知事が行ない、同地域への搬入貨物には関税法の適用について特例措置を講ずること。

○ 第三十二条（株式）

国は沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、設備の更新拡充に必要な資金を積極的に出資すること。

○ 第四十一条（沖縄失業者求職手帳の発給等）

この条第一項一号に「二、その他復帰に伴なう社会経済状況の変動により、やむなく失業するにいたったものであること」を加えるとともに同項第二号についても所要の改正をすること。
同条第一項第二号中「一年以上引き続き」とあるのを失業保険の受給権の発生期間と同一にして「六箇月以上引き続き」と改めること。

○ 第五十三条（審議会の組織等）

第五十三条第一項第六号の学識経験者については、沖縄県知事の指名する学識経験者十人以上とする措置を講ずること。

別表中

イ「義務教育施設等」とあるのを「義務教育その他教育、文化施設設備等」に改め、中欄に次の事項を加える。

- 義務教育諸学校の算数数学教育設備、図書、特殊学級設備、学校管理設備、環境衛生検査器具
- 特殊学校の算数数学教育設備、特殊教育設備
- へき地教育振興に係るスクールバス・ボート、ジープ、学校風呂、寄宿舎居住費、遠距離児童生徒通学費、へき地学校保健管理費
- 風しん障害児童教育対策施設設備
- 学校給食総合センター、低温流通化施設等
- 社会教育、社会体育に係る市町村公民館、市町村図書館、県立博物館、体育施設（体育館、水泳プール、柔剣道場、陸上競技場）野外活動センター、青年の家付属施設並びに市町村図書館、県立図書館図書、視聴覚ライブラリーに対する補助
- 史跡環境整備補助、一般修理、民俗資料、天然記念物調査、発掘、無形文化財記録に対する

補助

ロ「高等学校教育施設等」とあるのを「高等学校教育施設設備等」に改め、中欄に次の事項を加える。

- 高等学校施設（柔剣道場、学校寄宿舎、定時制高校照明施設）設備（視聴覚備品、数学教育設備）

(三) 沖縄開発庁設置法案に対する要請

○第九条（総合事務局の所掌事務等）

沖縄開発庁の地方支分部局として沖縄総合事務局が設置されることになっているが、その所掌事務は、総務部門、開発工事の実施部門、許認可行政部門、公取委事務所などぼう大な組織となつています。

沖縄県のような小さな地域にぼう大な国の機関が設置されると地方公共団体の自治に大きな影響を及ぼすおそれがあるので、同事務局の権限及び内部組織については沖縄の実情に即応する必要最少限のものにとどめ、その運用面についても留意すること。

④ 沖縄振興開発金融公庫法案に対する要請

○ 第四条（資本金）

資本金については、現に沖縄に存する琉球開発金融公社と大衆金融公庫、それに琉球政府特別会計を加えた正味資産を充てるとされているが、これらの資産は本来沖縄県民に属するものであるので、国はこれに新たな出資について積極的規定を設け、公庫をより充実強化し県民の期待に応えるよう措置すること。

○ 審議会設置について

公庫に審議会を設置し、委員の過半数は、沖縄県知事の推せんする者をもって充てる措置をすること。

○ 第二十三条（業務方法書）

業務方法書の作成及び変更については、審議会に諮問する措置をすること。

(五) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に対する要請

1. 総理府・自治省関係

(1) 琉球政府公務員（教育区及び連合教育区の教職員を含む。）の身分の承継、給与の取扱い等について

○ 第三十二条（琉球政府の職員の承継）、第三十五条（地方教育区の権利義務の承継）

これらの規定は、琉球政府の公務員のうち、国、沖縄県、市町村又は、公共的団体に身分が承継される職員の範囲を常勤の職員のみ限定して引継ぐこととしているが、常勤の職員のみならず非常勤職員についても常勤職員に準ずる措置をすること。

○ 第五十五条（特別の手当）、第六十四条（裁判所職員に対する特別の手当等）、第五百十一条

（沖縄県の職員等の給与に関する経過措置）

これらの規定は、琉球政府の公務員のうち、国、沖縄県又は市町村の職員となるものに対し、特別の手当を支給することを定めているが、当該職員の基本給の取扱については、単に特別の手当として措置することなく、当該職員が復帰の日の前日において琉球政府から受けていた

給料月額（一ドル対三六〇円換算の現給）を保障する措置をするものとし、この場合において初任給、昇格、昇給等の基準に照らし不利益を受けることとなる職員については不利益とならないように措置すること。

○法案においてなんら法文上の措置がされていない既得権たる積立年次休暇の取扱いについては、復帰時に国の責任と負担においてその全積立日数を買上げるよう措置すること。

○第六十一条（国の行政機関の職員の定員に関する暫定措置）、第六十三条（裁判所職員の定員に関する暫定措置）

これらの規定は、復帰後沖縄に置かれることとなる国の行政機関及び裁判所の職員の定員について政令又は最高裁判所規則で定めることを規定しているが、当該機関の当該職員の定員については、それぞれ行政機関の職員の定員に関する法律又は裁判所職員定員法で定める職員の定員とは別個に、法律上措置するものとし、この場合においては、定員削減、待機命令及び本土所在の政府機関への配置換え等を行なわないう措置すること。

○沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村の職員となる地方公務員については、地方公務員法の特例

として、労働三権を保障する措置をすること。

○琉球政府公務員のうち、国家公務員となる職員については、国家公務員等退職手当法を即時に適用するものとし、この場合において、当該職員の在職期間の計算については、行政分離前の国又は県及び行政分離後の琉球政府（その前身機関を含む。）の勤続期間を通算する措置をし、当該職員のうち元南西諸島官公署職員等の身分恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第一五六号）第六条の規定により、通算辞退をした者については実退職時までの総在職年で在職年を計算し、金額控除をすること。

○地方自治法附則第八条の規定により都道府県職員に対する特例として認められているいわゆる地方事務官制度は、沖縄県の職員については適用せず、これに相当する職員は、すべて沖縄県の職員とする措置をすることとし、それに要する財政措置について所要の手当をすること。

(2) 各種公社等及び各種共済組合等の職員の身分の承継について

○第三十六条（琉球水道公社）、第三十八条（沖縄放送協会）、第三十九条（沖縄下水道公社）、

第四十条（住宅の供給を目的とする沖縄の特別の法人）、第四十一条（沖縄学校安全会）

これらの規定により、沖縄県又はその他の法人に権利及び義務が承継されることとなる各種公社等の職員の身分の承継についても、法案第三十二条（琉球政府の職員の承継）及び第三十七条第二項（琉球電信電話公社の職員の承継）の規定と同様に、各種公社等の権利義務を承継する沖縄県又はその他の法人がそれぞれ当該職員の身分を引継ぐ措置をすること。

○第四十三条（各種共済組合）

沖縄の公務員等共済組合法、公立学校職員共済組合法、私立学校教職員共済組合法又は農林漁業団体職員共済組合法に基づく各種共済組合の権利義務は、法案第四十三条の規定により、本土法に基づくそれぞれに相応する各種共済組合が承継することになっているが、これら各種共済組合の職員の身分の承継についてもその権利義務の承継と同様に、沖縄の各種共済組合の権利義務を承継する各種共済組合にそれぞれ当該職員の身分を引継ぐ措置をすること。

(3) 免許資格等の措置について

○第五十三条（沖縄法令による免許等の効力の承継等）

復帰前に本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりなされた免許等は本土と処分の基

準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、それぞれ本土法令の相当規定によりされたものとみなされているが、本土にあって沖縄にない免許、資格等についても講習等により免許、資格等を与える措置をすること。

○第五十四条（沖縄において従事していた業務等の継続）

一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合においては、復帰前沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができるとしているが、当該者については、一定の資格等を要する場合であれば講習等を受けさせ資格を与える等の措置をし、その他の者についてはこれらの実績経験等を尊重して復帰後も円滑に業務が継続できるように措置すること。

○第一五六条（政令への委任）

沖縄法令による資格試験等に必要な資格、要件を有する者は復帰後も本土法令によって適法

に当該資格試験等に要する期間又は経験を有する者とみなす措置をすること。

○（沖繩法による医師（歯科医師）の国家試験受験資格）

沖繩法による医師（歯科医師）免許を取得した者に対しては全員に対して医師国家試験の受験資格を与える特別措置を講ずること。

○関係法令の改正による措置等

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の規定により、社会保険労務士等となる資格を所定の手続を経た者について与えることとしているが、資格要件を有しながら所定期限までに所定の手続を経なかった者についても関係法令を改正し、救済措置をすること。

(4) 交通方法等の切替え時における経費の負担について

○第五十八条（交通方法等に関する暫定措置）

この規定は、復帰後三年を経過した日以後の政令で定める日から本土並みに交通方法を変更することを定めているが、その変更の際に生ずる損失等に要する一切の経費については、国に

において負担する措置をすること。

(5) 土地調査業務に関する措置について

① 沖繩における土地調査業務については、沖繩の特殊事情を十分考慮のうえ、当該業務が支障なく実施できるよう国の責任と負担において法律上の措置をすること。

2. 大蔵省関係

○第三十一条（琉球政府の権利義務の承継）

琉球政府の権利義務の承継についての具体的配分基準及び方法等についてはすべて政令に委任されており法文上何ら明記されていないので、権利義務の承継については、新生沖繩県の行財政の確立並びに県民福祉を最優先し次の措置をすること。

(1) 琉球政府の一般会計の借入金（財政法第四条に基づく公共事業借入金並びに財政法第四条

の特例措置に基づく借入金をいう。）は、全額国庫の負担とする。なお、沖繩県が引き継ぐ公社等（下水道公社、土地住宅公社）の借入金についても同様とすること。

(2) 琉球政府の借入金以外の債務（観光開発事業団の民法法人移行に伴う債務も含む）の処理

要する経費は全額国庫負担とする。

(3) 琉球政府の医療保険の積立金は沖縄県が承継し管理運営する。

○第四十九条（通貨の交換）

返還協定の効力発生の日以後に通貨の交換を行なうことを規定する本条は全面削除するものとし、早急に通貨の交換を行なう措置をすること。

なお、賃金の円交換措置（ドル対三六〇円の割合）並びに一九七一年十月九日の通貨及び通貨性資産の確認措置後、通貨の交換日までに生じた所得についても所要の補償措置をすること。

○第六十八条（たばこ製造廃止業者等に対する交付金について）

製造業の廃止に伴う損失についてのみ措置され、製造工場の設置、製造業務に携わる従業員の身分の引継ぎ等について何ら明記されていないので次の措置をすること。

- (1) 沖縄県に専売公社の製造工場を設置し、たばこ三社の従業員の身分を引継ぐこと。
- (2) 葉たばこ生産者に対しては、生産指導の体制を強化し、葉たばこの買上げについては、現行どおりとすること。

○第六十九条（たばこ専売法に関する特例）

たばこ販売業者については、五ヶ年程度製造たばこの小売人とみなすこととしての暫定期間を設け、販売形態に混乱の生じない措置を講ずること。

○第七十二条第二項、第五百四十四条第二項（琉球政府税の承継等）

国税相当琉球政府税又は県税相当琉球政府税の還付については、本土の国税通則法又は地方税法の規定を適用すると定められているが、沖縄法令による還付加算金は一日につき〇・〇四パーセント（年一四・六パーセント）であるのに対し、本土法令によるそれは、年七・三パーセント（一日につき〇・〇二パーセント）であるため、復帰後に本土法令により還付を受ける納税者は不利益となる。したがって、復帰前に納付を受けた国税相当琉球政府税又は県税相当琉球政府税の還付について国税通則法又は地方税法の規定を適用する場合は、国税通則法第五十八条又は地方税法第十七条の四中「その金額に年七・三パーセントの割合」とあるのを「その金額に年一四・六パーセントの割合」に読み替えること。

○第八十条第二項（内国消費税等に関する特例）

(自動車重量税)

○ 沖縄県の区域においては自動車重量税は昭和四十七年十一月三十日まで適用しないことと定められているが沖縄においては、国鉄の施設のないこと及び自動車取得税の新規適用等自動車に係る税負担が加重されるので、幹線道路の本土なみ整備及び公共交通機関の本土なみ導入が実現するまでの間、自動車重量税法の適用を延期すること。

○ 第九十条第一項及び第三項(国有財産の管理及び処分の特例)

(イ) 協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で沖縄の地方公共団体に対し、譲渡し、又は貸し付けられるものは、「政令で定めるもの」に限定しているが、これらの財産はすべて沖縄の地方公共団体に無償で譲渡する措置をすること。

(ロ) 愛知外相書簡(外国企業取扱い)の「Ⅲ 国有地及び県有地の賃貸借」の規定には従前と同条件で一年限り賃貸借できる旨定められているが、本条には従前と同条件で使用収益できる期間は「政令で定める期間内」とあり、契約更新については、何ら規定されていないので、以下の措置をすること。

(1) 国県有地の賃貸借は、復帰の日から借地借家法の適用を受ける賃貸借とすること。

(2) 外国人又は外国法人に賃貸している県有地であって賃貸借開始の際、琉球政府の同意を得る手続きを経ないものについては、復帰の日から一年間明渡しを猶予し、猶予期間終了とともに明渡しするものとする。

○ 第九十一条(金地金売払いの特例)

この条で規定する政令で定める用途に供する金地金には、医療用金地金を含むものとして措置すること。

○ 法案の中にとおり措置すること。

(1) 中小企業関係者が融資を受ける場合の措置について
沖縄振興開発公庫からの中小企業関係者が融資を受ける際、沖縄信用保証協会の保証債務が中小企業信用保険公庫に付保することができるよう措置すること。

(2) 第五十三条関係(銀行法関係)

琉球銀行についても、本土銀行法上の免許を受けたものとみなすこと。

3 文部省関係

○ 第六条第三項（沖繩県の主要公務員の選任又は選挙）

○ 第九条第二項（市町村の機関に関する経過措置）

これらの条項に規定する中央教育委員並びに教育区教育委員の任期が満了すれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律（「地教行法」という。）が適用されるが、地教行法の特例として、教育委員の公選制を維持存続する措置をすること。

なお、これに関連する法案第三十四条、第三十五条及び第九十四条第二項の規定についても所要の措置をすること。

○ 第九十四条第一項

（沖繩の学校その他の教育機関に関する経過措置）

沖繩の学校教育法によって設置された学校又は、各種学校については、政令に委任することなく本土法による学校又は各種学校とみなす措置をすること。

○ 第九十六条第四項、第五項

（私立学校教職員共済組合法に関する特例等）

この条項は、沖繩の組合員に対し、無拠出期間については控除支給することを規定しているが、沖繩の組合員の過去期間については次の措置をすること。

(1) 旧長期組合員期間（昭和二十九年一月一日から昭和三十六年十二月三十一日まで）は、本

土の旧法の長期給付に関する規定の例により計算すること。

(2) 本土の新法による組合員期間（昭和三十七年一月一日から昭和四十六年九月三十日まで）は、本土の新法の長期給付に関する規定の例により計算すること。

○ 沖繩県及び教育委員会の教職員については、教育公務員特例法第十一条、第十二条及び第二十一条第三項の規定を適用しない特別措置をすること。

○ 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を復帰時に即時適用すると風しん児担当教員や技術教員など、沖繩の実情にそぐわない面があるので、教員の定数の標準については、現定数を認める特例措置をすること。

4. 厚生省関係

○ 第二百二条（准看護婦に関する特例）

沖繩の公衆衛生看護婦、助産婦、看護婦法附則第十三条第一項で設置されている臨時准看護婦養成所は昭和四十九年二月二十四日まで存続させる措置をすること。

○ 第四十条（厚生年金保険法等に関する特例）

(1) 保険料率については一挙に本土並みとすることは、被保険者、及び事業主の負担が増加することとなるので、逐次本土並みに料率を引上げる等の暫定措置をすること。

(2) この条には国民年金の保険料の追納についての措置規定がないが、沖繩の国民年金法により保険料免除みなし期間を有する者で復帰後に受給権の発生するものについても保険料免除みなし期間の保険料が追納できるよう措置をすること。

○ 年金受給権者等については次の措置をすること

(1) 同年令者に対し同年金額の給付ができる特例措置をすること。

(2) 公的年金制度に加入し得なかつた高令者及び年金受給発生前に資格喪失した高令者に対す

る救済措置をすること。

○ 精神病の同意入院患者治療費の公費負担について
復帰後の沖繩の同意入院患者の治療費の公費負担については本土の精神衛生法の特例として公費負担ができる措置をすること。

○ 社会福祉施設職員退職手当共済法の特例

沖繩の社会福祉施設職員の被共済期間の計算は昭和三十七年四月一日以降その職員期間を含めて算定するものとし、共済契約者が納付すべき掛金については国で負担する措置をすること。

○ 社会福祉事業振興会法に基づく社会福祉施設の整備に必要な資金の無利子貸付について
法人が福祉施設の整備等に必要な資金として借入れるものについては、当分の間利子を徴収しないものとし、元本の返済については相当の据置き期間を設ける措置をすること。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の特例

対馬丸、台湾疎開遭難死没者については準軍属として援護法を適用する措置をすること。

○ 墓地埋葬等に関する法律等の特例

墓地埋葬等に関する法律第十七条の規定による報告は、個人経営の墓地については異動がない限り、その必要を免除すること。

○医療保険制度

復帰に伴う医療保険の取扱いについては法案になんらの措置もなされてないが、沖縄における医療供給体制が本土の水準に達するまでの間、次の特別措置をすること。

(1) 保険料率の経過措置

保険料率を一挙に本土並みとすることは、被保険者及び事業主の負担に対する影響が大きいため、段階的に本土並みに料率を引き上げる等の措置をすること。

(2) 診療報酬点数表の経過措置

診療報酬点数表は、沖縄の特殊事情を勘案しその実態に即応するよう一定期間の経過措置をすること。

(3) 医療保険の余裕金の沖縄県での運用

医療保険勘定の余裕金は、被保険者等に還元するため沖縄県で運用するので、本土の健康保険に引き継がない措置をすること。

5. 農林省関係

○第八十四条（関税等に関する特例）

関税の税率が沖縄の関税率に比して高くなる物品のうち、ランチョンミートその他政令で定める物品の輸入数量については法案に何んらの措置がなされてないが、これらの物品については、輸入割当制を実施し、漸次輸入量を減らす措置をすること。

○第九十条（国有の財産の管理及び処分の特例）

この条第三項に規定する国有財産のうち国有林野については、次の特別措置をすること。

(1) 明治四十二年勅令第三十二号により、沖縄県に八十年契約で無償貸与された国有林野

四、四九六ヘクタールは、もともと沖縄県の林野であったのを強制的に国有に編入されたものであり、また、六十年余の貸借期間中、県有林野並みに取り扱われて、県民生活に密着し、林産物の生産供給、農地等の拡大等地域住民に多くの利害関係があるので、復帰の際は、沖縄県に無償で譲渡すること。

(2) 農耕地の拡大等のため、沖縄の森林法によって貸付けされた国有林野については、同林

野が森林経営の用に供するためには、最早不相当であるので、借受人に売渡しすることとし、この場合の売渡し価格は、農業経営の自立を可能ならしめる価格（自作収益価格）とする。

○ 第一百六条（農林漁業団体職員共済組合法に関する特例等。）

(1) 沖縄農林共済組合法附則第五条の規定により、組合員であった期間とみなされた期間については、断続した期間についても本土法の農林共済組合の組合員であった期間とみなすこと。

(2) 給付事由に係る給付の額については、一部減額することとなっているが、未納掛金期間にかかる給付額については全額支給する措置をすること。

○ 第一百十条から第一百十三条（食糧管理法に関する特例等）

法案第一百十一条から第一百十三条（食糧管理法に関する特例）によれば、米穀の消費者価格（原材料用価格を含む）及び生産者価格並びに麦の政府売渡し価格については、一定年間現行価格を基準として本土の価格の変化の状況を参酌して農林大臣が定めることになっており、そ

の後の一定年間で本土価格と一元化されることになるが、沖縄の特殊事情を考慮して次のように措置すること。

(1) 米穀の生産者価格については、生産費及び所得補償方式の食糧管理制度により即時本土買入れ価格による買上げを実施することとし、その際、等外米を除くなどの買入れ制限をすることなく、特に等外米の買入れ価格については、現行沖縄の買入れ価格を下まわらないようにすること。

(2) 沖縄における消費者米価並びに麦の政府売渡し価格については、据置くこと。

○ 沖縄産糖は、従来「沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する法律」により買上げられて来たが、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案（以下改廃法案という。）第六十六条で廃止され、それ以後は、本土並みに買上げられることになる。しかし、沖縄においては、基本的な生産基盤の整備がなされてなく、土地生産性及び労働生産性も低い状態であるので、今後の沖縄の糖業振興を図るためには、次のような抜本的改革を図る特別措置が必要である。

(1) 沖縄産糖の買上げについては、さとうきび作の生産費調査の労賃算定基準などを改善し

つつ、これを基礎としてさとうきびの再生産と所得を補償するような価格決定方式に転換させること。

(2) 甘味資源特別措置法の適用にあたっては、沖縄全域（含蜜糖地域を含む）を生産振興地域に指定し、生産の振興に努めると共に、さとうきびの収穫機械を国の責任のもとに開発し普及すること。

6. 通商産業省、運輸省関係

○輸出入に関する特例

輸出入の取扱いについては次の措置をすること。

- (1) 既存の輸出入実績及び輸出入業者の既得権を十分尊重すること。
- (2) 本土においては、輸入割当品目で、沖縄では自由品目になっているものについては、沖縄を別枠とし、各品目ごとに数量を割当し、輸入業者は既存業者を優先すること。
- (3) 本土と沖縄の双方において輸入割当品目になっているものは、沖縄の既存輸入業者が輸入できるようにすること。

○石油業に関する特例

給油所の新設については既存給油所との間に過当競争をまねかないよう配慮すること。

○転廃業対策

転廃業対策としては煙草、塩の製造業者について、廃業補償する旨がうたわれているが、他の業種については、措置が明らかでないので全転廃業者に対して、次の措置をすること。

- (1) 復帰に伴う諸制度の改廃及び軍事基地の撤去など縮小によって、転廃業を余儀なくされる企業に対しては、国において救済措置をすること。
- (2) 廃業については、補償金を支払うものとし、転業の場合は、転業資金を長期低利で融資する措置をすること。
- (3) 事業の縮小、合併を余儀なくされる企業についても、これにより余剰設備等となるものは、廃業とみなし、補償すること。

○百貨店に関する特例

- (1) 既存業者は本土法令によって許可されたものとみなす措置をすること。

○計量法に関する特例
沖繩で認められている尺貫法及びヤードポンド法による計算単位等をその残存期間中認める措置をすること。

○電気計器検定業務の移管に伴う措置
沖繩に検定業務を行なう試験所を設置し、琉球政府で行なっていた業務を引継ぐ措置をすること。

○商工会議所等の特例
商工会議所法及び商工会の組織等に関する法律の適用に際しては、名称使用禁止規定を三年間適用しない措置をするとともに、既存の商工会議所及び商工会については、組織変更の認可を受け、商工会議所又は商工会となりうるような措置をすること。

○繊維製品製造設備の登録に関する特例
復帰時点に沖繩に存する繊維製品製造設備については、本土法により登録されたものとなす措置をすること。

○沖繩の自動車損害賠償責任保険契約に関する経過措置

沖繩法による自動車損害賠償責任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律」の施行の日から自動車損害賠償法（本土法）第十三条第一項に規定する保険金額とすること。

○港湾に関する特例措置

(1) 沖繩の主要港を港則法の適用をうける港として、同法別表に入れ、さらに重要港については、政令で特定港としての指定をすること。
(2) 沖繩の主要港を港湾法に基づく重要港湾及び特定重要港湾として政令で指定する措置をすること。

(3) 那覇軍港を県に移管し那覇商港と合せて管理運営できる措置をすること。

○空港に関する特例措置

(1) 那覇空港を第一種空港としこれについては、自衛隊の使用を禁止する措置をすること。
(2) 離島空港は第三種空港として運営できるよう措置し、空港整備に要する経費については

国が全額負担する措置をすること。

(3) 下地島パイロット訓練飛行場に要する経費については、国が負担することとし、また、

同飛行場をいかなる軍事目的にも使用しないこととするよう措置するとともに、飛行場から発生する公害についても国の負担において万全の措置をすること。

海運業に関する特例措置

現在就航中の船舶については、内航海運事業法による許可とみなす措置をするとともに、

近代化貨物船の建造促進、又は、離島航路補助については、長期低利融資又は、補助措置をすること。

○ 辺地離島バスの運行確保に対する補助の特例

辺地離島バスに対する補助方式を適用するに当っては沖繩における特殊事情を考慮して相

当期間二分の一額を国が補助して残り二分の一額は長期低利融資が受けられるよう措置すること。

○ 車検制度に関する特例

(1) 沖繩の道路運送車両法による指定検査人及び補助業務にたずさわる者で、指定検査人に

なる資格条件を有する者は、指定自動車整備事業の自動車検査員の資格を付与する措置を

すること。

(2) 各自動車検査所に従事している職員については、就職の斡旋、転業資金の誘資等が受け

られるよう措置すること。

(3) 検査施設及び既得権（営業権等）に対しては適正な補償をするよう措置すること。

(4) 民間による自動車検査制度の廃止に伴う指定自動車整備事業等への移行の際には、施設、機械器具等の整備に対する補助措置及び育成措置をすること。

7. 郵政省関係

○ 第三百三十条（公衆電気通信法に関する特例）

(1) この条の規定は、昭和四十六年六月十七日以前に、琉球電信電話公社に対して行われた加入電話加入契約の申込みが、この法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料については、加入申込み時期を基点とする三段階に区分して負担額

を定めているが、復帰の日以前に琉球電信電話公社に対して行われた加入契約の申込みが、この法律の施行後に、日本電信電話公社から承諾された場合における設備料については、従前の例によることとする。

(2) 復帰の日以前に琉球電信電話公社に対して加入電話加入契約の申込みがなされたもので、復帰後日本電信電話公社から承諾されたものに対しては、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六四号）を適用しない特別措置をすること。

○ 第三百三十一条（電波法に関する特例）

この条は沖繩協定第八条を受け電波法の特例として、ヴォイス・オブ・アメリカ中継局を、この法律の施行の日から起算して五年間継続使用を認めるとしているが、同協定第八条及び「合意された議事録」の沖繩協定第八条に関する部分並びに特別措置法第三百三十一条を削除すること。

○ 第三百三十二条（極東放送）

極東放送については、その継続を認めた愛知外相書簡（外国企業の取り扱い）「放送事業」

及び特別措置法案第三百三十二条第一項、第二項及び第六項を削除すること。

○ 公共放送に関する特例

テレビジョン難視聴地域の解消及び放送サービスの格差是正について、具体的な計画時期等が明示されていないので、テレビ、ラジオ難視聴地の早期解消を図るための具体的な実施計画及び沖繩、島島間のテレビジョン同時放映を実現するための計画を策定すること。

○ 未実施郵政事業に関する特例

郵便貯金法第五十条の規定により、地方郵便局長に指定の権限が与えられている「集金による積立郵便貯金の預入を取扱わない地域」の指定について、沖繩に関しては当分の間郵政大臣が行なうこととしているが、当該地域の指定については改廃法案第八十二条に基づき、沖繩県に設置する沖繩郵政管理事務所の長が行なえる措置をすること。

○ 特別郵便局に関する特例

復帰後沖繩の既設郵便局並びに新設される郵便局については、特定郵便局制度を適用しないよう政令等で措置すること。

8. 労働省関係

○ 第三百三十七条～第四百十条（労働条件に関する経過措置）

第三百三十七条の規定によれば、復帰前に沖縄の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されていた者が、特例措置法の施行の日から一年を経過する日までに、当該事業又は、事務所を解雇された場合に限り、解雇手当を請求することができるようになっていたが、単に一年に限定せず、労働基準法の特例として沖縄の労働基準法で認められている解雇手当制度を認める措置をすること。

なお、当該制度の実効性を確保するために罰則規定を設けるものとする。

第三百三十八条の規定によれば、現に沖縄の労働基準法の規定により、年次有給休暇を積立している者は、特別措置法施行後も当該年次有給休暇を請求することができるようになっていたが、この措置に併せて復帰後に当該年次有給休暇を行使せず退職した者については、既得権の保障として、退職時にそれを買上げできるように措置をすること。

なお、当該制度の実効性を確保するために罰則規定を設けるものとする。

第三百三十九条の規定によれば、復帰前の布令第十六号の適用を受ける者であって、引き続き同一の使用者に使用されている者で、特別措置法の施行の日から、一年に限り、有給病気休暇を請求することができることとなっているが、単に一年に限定せず、労働基準法の特例として、同布令で認められている有給病気休暇制度を維持継続させる措置をすること。

なお、当該制度の実効性を確保するために罰則規定を設けるものとする。

第四百十条の規定によれば、沖縄の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されており、かつ、引き続き当該事業又は事務所に使用されている者については、特別措置法の施行の日から一年に限り、平均賃金の支払を請求することができるようになっていたが、健康保険法の適用を受ける者については（同法により出産手当金が支給されるので）即時適用し国民健康保険法の適用を受ける者についてはこれにより出産手当金が支給されるまでこの規定を存置する措置を講ずること。

なお、当該制度の実効性を確保するために罰則規定を設けるものとする。

○ 第四百十二条～第四百十四条（労働者災害補償保険法の適用及び失業保険に関する経過措置）

労災保険及び失業保険の保険料率は、即時本土法適用を前提としているが、沖縄法の保険料率を存続させる措置をすること。

○ 第四百四十五条（軍関係離職者に関する経過措置）

第四種雇用員中、実質的に第一種、第二種に相当する者、第一種、第二種雇用員のうち間接雇用移行の際間接雇用からられる者、さらに、民政系VOA、FBIS等の雇用員等についても駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定の適用につき第一種及び第二種同様特例を設けること。

○ 地方調停委員会及び船員地方労働委員会の設置に関する特例

公共企業体等労働関係法第三十条、第二十五条の二の規定による「沖縄地方調停委員会及び事務局沖縄支局」並びに、労働組合法第十九条の規定による「沖縄船員地方労働委員会及び事務局」を設置する措置をすること。

○ 強権発動の排除に関する特例

沖縄の労働関係調整法第六条では「警察その他政府の機関は、労働関係の調整に対し、強権を発動することはできない」旨の規定があるので、これを存続させる措置をすること。

○ 間接雇用に関する特例

沖縄の軍労働者の間接雇用への移行に際しては、次の措置をすること。

- (1) 本土の間接雇用制度と異なる特別な措置をとらないこと。
- (2) 労働基本権と制約する形の間接雇用にしないこと。
- (3) 賃金体形その他必要な制度への移行にあたっては、既得権を保障することとし、いかなる形の不利益も排除すること。特に、賃金表の適用の際は「特別手当」とせず、現給保障をすること。
- (4) 人員整理をすることなく全員引き継ぐこと。
- (5) 実質的に第二種の取扱いを受けている被用者は、諸機関労務協約に該当する者とし、さらに現在請負業者のもとにある第四種雇用員についても可能なかぎり、基本労務契約及び諸機関労務協約に該当する者とする。

○ 外国人季節労働者の導入に関する特例

沖縄の基幹産業である糖業、パイナップル産業の合理化が促進されかつ該季節労働者の供

給体制が確立されるまでは台湾からの労務者が導入できる特別な措置をすること。

○外国人技術労働者の導入に関する特例

復帰前に沖繩法によって在留を許可された者は、本土法（入国管理令）によって在留資格が与えられたものとみなし、又その後の措置については後継者の養成訓練に必要な期間（一年乃至三年）在留資格を認める措置をすること。

○失業保険及び労災保険積立金の処理

失業保険及び労働者災害補償保険の積立金のうち支払準備金等必要な額を除いた分については特に本土との格差の大きい労働福祉施設の拡充等に活用することによって沖繩の被保険者に還元する措置をすること。

○休日手当

琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令百十六号）第七十九条の規定による休日手当は、復帰後も存続するよう措置をすること。

○涉外労務管理業務委託に関する特例

復帰の際間接雇用業務の県への委託に当っては、沖繩の特殊性に充分対処しうる管理機構、組織並びに定員を配置し沖繩県が受託者として当該制度の円滑な運用ができるよう特例措置をすること。

(六) 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案に対する要請

○農林省設置法の一部改正について

(イ) 第十七条中「さとうきび原原種農場」を「さとうきび原原種農場」に改めること。

(ロ) 第三二条の二第二項中「鹿児島県」を「鹿児島県及び沖縄県」に改めること。

(ハ) 第三二条の二次に次の一条を加えること。

(パインアップル原原種農場)

第三二条の三、パインアップル原原種農場は、パインアップルの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 パインアップル原原種農場は沖縄県におく。

3 パインアップル原原種農場の内部組織については農林省令で定める。

(ニ) 第三三条第二項中「宮崎種畜牧場—宮崎県」を「宮崎県種畜牧場—宮崎県」に改めること。

(ホ) 第八十二条第二項中「遠洋水産研究所—清水市」を「遠洋水産研究所—清水市、南海区水産研究所—那覇市」に改めること。

○改廃法案第二十二條（法務省設置法の一部改正）中別表十二に次の出張所を加えること。

那覇入国管理事務所 嘉手納空港出張所 嘉手納村

那覇入国管理事務所 金武湾港出張所 与那城村

○改廃法案第四十七條（国立学校設置法の一部改正）中に次の条を加える。

(イ) 第七條の二中「鹿児島工業高等専門学校」を「鹿児島工業高等専門学校、沖縄工業高等専門学校」に改めること。

校 鹿児島県
沖縄県

(ロ) 第八條中「弓削商船高等学校—愛媛県」を「弓削商船高等学校—愛媛県、沖縄商船高等学校—沖縄県」に改めること。

○改廃法案第六十一條（植物防疫法の一部改正）の第十六條の三中「若しくは有害植物又は土で、」を「又は有害植物で」に改めること。

○ 沖繩の共済組合関係法等による既得権及び期待権の措置について

(イ) 第四十三条中第五十一条の五第二項及び第二百五条中第三十二条の三の規定によれば、特別措置法の施行日前に給付が生じたもののうち、退職一時金の支給を受けた者について政令で定めるところにより通算退職年金を支給することになっているが、この場合において、沖繩の共済施行法上認められている通算対象期間を認めるよう措置すること。

(ロ) 第四十三条中第五十一条の八第一項及び第二項、並びに第二百五条中第三十二条の七の規定によれば在職期間の組合員、期間への算入及び公務によらない遺族年金の受給資格に係る組合員期間の取扱いについては、施行日に引続いてない期間は給付の基礎期間に算入しないこととしているが、当該期間の給付の基礎期間算入については、沖繩の共済施行法の例による取扱いを認めるよう措置すること。

(ハ) 第四十三条中第五十一条の八第六項並びに第九十六条、第二十六条の八第三項及び第四項の規定によれば、既給恩給額の控除方法について支給恩給額の二分の一を控除することになっているが、当該既給恩給額の控除方法については、沖繩の控除方式を認めるよう措置すること。

(ニ) 第四十三条中第五十一条の十及び第九十六条中第二十六条の九並びに第二百五条中第三百三十二条の九の規定によれば、受給資格及び退職年金の額等に関する経過措置については、政令へ委任されているが、沖繩の共済施行法により認められている受給資格及び退職年金の額等については、その既得権及び期待権を認めるよう措置すること。

(ホ) 第九十六条中第三十六条の八第一項及び第二百五条中第三百三十二条の六の規定によれば、長期給付については、新法及びこの法律の規定を適用することになっているが、受給資格及び退職年金等が沖繩の共済施行法の例により取扱われるよう措置すること。

(ヘ) 第四十三条中第五十一条の五第一項及び第九十六条中第三十六条の五並びに第二百五条中第三百三十二条の三の規定によれば、特別措置法の施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例により組合が支給することとなっているが、この場合においては、沖繩の共済施行法により認められている受給資格及び退職年金等が認められるよう措置すること。

(ト) 第二百五条中第四十三条の二十三の規定によれば、市町村関係団体職員共済組合の組合員であった者等の在職期間の取扱いについては、施行日前の何らの制度の適用も受けてなかつ

た期間は、一時金の算定の基礎期間に算入していないが、沖縄の共済施行法の例により当該期間も一時金の算定の基礎期間に算入するよう措置すること。

（一） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（二） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（三） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（四） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（五） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（六） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（七） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（八） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（九） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

（十） 昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以前に発生した負債に算入すること。昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債は、昭和二十三年三月三十一日以後に発生した負債に算入すること。

